平成26年3月7日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書公開(一部公開)決定処分及び公文書非公開決定処分に関する諮問 について(答申)

平成25年3月26日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った 平成25年1月25日付け環政第1305号による一部公開決定及び同13 06号による非公開決定(以下「本件処分」という。)については、非公開と 決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 異議申立ての経緯

(1)平成25年1月11日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の 規定に基づき、以下の内容について公文書の公開請求を行った。

相模原市メガソーラー導入事業企画提案に関する次の事項

- 1 選定委員会の審議及び審査等の経過(審査プロセスの議事録)の書類。 (テープ起し分)
- 2 選定委員会における、学識経験者の有無、及び委員の氏名・経歴等の 書類
- 3 審査項目(市への納付金・施工費用及び施工工法・大災害時における 非常用電源・地元への経済波及効果・事業の安全性、安定性等)応募者 別比較表
- 4 事業用地条件において、各社別に下記項目において審査経緯及び結果 に関する書類(増加荷重は20KN以下、太陽光パネル等の配置に配慮 等)
- 5 応募者企業名及び配点結果表
- 6 選定基準の評価項目別配点及び評価基準(採点基準ではなく評価基 準)
- 7 評価項目のうち、「事業の安定性・安全性」と「政策的効果(市への納付金)」について、具体的な評価方法・評価基準表
- 8 事業者選定に当り、高く評価した提案を5つ上げて下さい
- (2)実施機関は、2、3、5、6の公開請求に対しては、公開請求に係る公文書を、「相模原市メガソーラー導入事業者選定委員会設置要綱」、「相模原市メガソーラー導入事業者選定委員会委員名簿」、第1回相模原市メガソーラー導入事業者選考委員会会議資料のうち「資料3 事業者選定の進め方について」及び「資料4 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧」、「メガソーラー導入事業企画提案書提出事業者一覧」、「採点集計表」と特定した。このうち、市及び神奈川県職員以外の選定委員会委員の氏名、所属・役職、企画提案書提出事業者の事業者名、所在地、代表者職、代表者氏名、プレゼン 、プレゼン日時、相模原市メガソーラー導入事業

企画提案概要一覧に記載されている提案の内容、選定委員会委員毎の採点 結果を非公開とした。

公開しない理由は、以下のとおりである。

条例第7条第2号アに該当するものとして

- ・企画提案書提出事業者が特定される、若しくは特定されるおそれのある 情報を公開することにより、最優秀企画提案者に選定されなかった事実が 公となるため、当該事業者が同種の業者応募に参加するに当たり選考者の 心象形成に悪影響を及ぼすなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあるため。
- ・相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧に記載されている提案の内容には、提案者の事業活動上及び営業活動上のノウハウが含まれており、公開することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるため。

条例第7条第5号エに該当するものとして

・選定委員会委員及び選定委員会委員毎の採点結果が特定される情報を公開することにより、選定委員会委員に対し、選定されなかった事業者からの批判や、今後の事業者選定に向けた働きかけや宣伝活動などが行われるおそれがあり、こうした負担を回避すべく今後の委員就任を躊躇するなど、適任の人材の配置その他業者選定事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが懸念されるため。

上記の理由から、平成25年1月25日付けで異議申立人に公文書公開(一部公開)決定通知書を送付した。

また、実施機関は、1、4、7、8の公開請求に対しては、いずれも、 作成しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないためとの理由から、 同日付で、異議申立人に公文書非公開(不存在)決定通知書を送付した。

(3) 平成25年3月12日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年同月26日、 当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成25年5月1日付け意見書及び同年9月 13日の審査会での意見陳述において、次のように主張している。

(1)全体として

今回の決定の内容では、プロポーザル提案に対する審査の公平性原則、透明性、客観性を確認することが出来ないため、非公開とした部分を公開してほしい。

異議申立てに係る処分と非公開の理由は、条例第1条の「公文書の公開を請求する市民の権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図り、もって市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与する」という目的とは全く相反するものであり、時代に逆行した恥ずべき対応である。

情報公開および審査体制並びに客観的な評価項目、評価基準の改善を強く 求めたい。今回の案件のみならず、情報公開を進め、結果としてきちんと審 査がされる背景を、情報公開を通じて作ってほしい。応募した事業者は、何 カ月も努力して一生懸命資料を作成してこの選定に臨んだはずである。その 結果がこれでは非常に情けない。

(2)選定について

募集要項で「公募型プロポーザル」と書くのであれば、公募型プロポーザルにふさわしい知識と見識を持って、民間の高度な知識・技術、ノウハウ・資金、構想力、創意工夫の提案を公平性原則にのっとり、透明性を確保しつつ審査員の恣意性が働かない客観的な評価がなされた審査が行われるべきであり、そのプロセスが公開されるべきである。一般的にプロポーザル提案を募集する場合、公平性、客観性を確保するため、事業者決定時に最優秀提案事業者と評価点、全提案事業者の名称・評価点、最優秀提案事業者の選定理由、選定委員会委員氏名及び選任理由を公表している。

今回は、審査員氏名、応募者企業名、審査員の評価点数が黒塗りのため、審査員と応募者の間の公平性、利害関係の有無が不透明である。黒塗り理由は、「選定委員会委員に対して、選定されなかった事業者からの批判や、今後の事業者選定に向けた働きかけや宣伝活動が行われることが懸念」を金科玉条のごとく盾として謝絶しているが、愚の骨頂であり、非公開とした理由も前時代的だ。今の時代として当たり前のレベルの公開をすべきである。公開するという前提がないために、審査が真剣勝負でされていないという結果を招いている。

(3) 不存在について

選定委員会のテープ起こしの議事録を「作成しておらず存在しないため」 としているが、行政管理として不十分である。選定委員会の審議及び審査等 の経過は録音しておらず、録音を基に作成した議事録は作成していないとは 驚きである。これでは審査内容の客観性が担保できない。通常、委員会では 録音されて議事録が作成されるのが基本中の基本であり、その基本ができて いないのは行政の怠慢である。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1)メガソーラーについて

現在、喫緊の課題である地球温暖化対策やエネルギー対策というという観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められる状況にあり、国においては、固定価格買取制度の創設や住宅用太陽光発電設備に対する補助制度など、太陽光発電を中心として様々な施策が展開されている。また、地方自治体においても、独自の補助制度のほか、近年では公有地を活用したメガソーラーの導入が各地で進められている状況にある。

メガソーラーとは、出力が概ね1,0001キロワット以上の大規模な太陽 光発電設備のことをいい、広大な用地が必要となるとともに、建設に当たっ ては太陽光パネルをはじめとする機器の選定、用地の条件に合わせた施工方 法など様々な技術が必要とされる。

(2)本市のメガソーラー導入事業について

本市では、平成24年3月に、市域における地球温暖化対策の推進を目的として策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、再生可能エネルギーに関する取組の一つとしてメガソーラーの導入を掲げており、地球温暖化問題やエネルギー問題の解決の一助とするとともに、再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育・学習への効果的な活用を図ることを目的として、民間事業者との協働によりメガソーラーを導入することとしたものである。

(3)メガソーラー導入事業者選定委員会について

本事業の実施に当たり、市と協働して事業を実施する事業者には、設備の設置・運営はもとより、設備を活用した環境教育や災害時の対応など、適切かつ効果的な企画提案やこれを遂行する能力が求められることから、公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うこととし、選定の公平・公正を期すため、大学教授、公認会計士等の有識者を含む5名の委員により構成する「メガソーラー導入事業者選定委員会」を組織した。

選定委員会では、企画提案書やプレゼンテーションの内容などを基に、あらかじめ設定した評価項目及び採点基準に従って各委員が採点を行い、その合計点が最も高い事業者を最優秀企画提案者として選定した。

また、この選定結果に基づき、市が当該事業者を最優秀企画提案者として決定したものである。

(4)非公開とした部分及び理由

- ア 企画提案書提出事業者の事業者名、所在地、代表者職、代表者氏名、プレゼン 、プレゼン日時、については、公開することにより、最優秀企画 提案者に選定されなかった事実が公となるため、当該事業者が同種の業者 応募に参加するに当たり選考者の心象形成に悪影響を及ぼすなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当することから、非公開とした。
- イ 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧に記載されている提案 の内容については、提案者の事業活動上及び営業活動上のノウハウが含ま れており、公開することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当することから、 非公開とした。
- ウ 市及び神奈川県職員以外の選定委員会委員の氏名、所属・役職及び選定 委員毎の採点結果については、公開することにより、選定委員会委員に対 し、選定されなかった事業者からの批判や、今後の事業者選定に向けた働 きかけや宣伝活動などが行われることが懸念され、こうした負担を回避す べく今後の委員就任を躊躇するなど、適任の人材の配置その他業者選定事 務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5 号工に該当することから、非公開とした。

(5)不存在により非公開とした部分及び理由

- ア 選定委員会の審議及び審査等の経過(審査プロセスの議事録)の書類(テープ起し分)は、審議及び審査等の経過を録音していないため、録音を基 に作成した議事録は作成していない。
- イ 増加荷重、太陽光パネル等の配置への配慮等、事業用地条件における各 社別の審査経緯及び結果に関する書類は作成していない。なお、各提案の 内容が事業用地の機能に影響を及ぼさない計画であるかどうかについては、 選定委員会における評価項目「事業の安定性・安全性」に含まれており、 提案毎に採点を行っている。
- ウ 評価項目のうち、「事業の安定性・安全性」と「政策的効果(市への納付

金)」についての具体的な評価方法・評価基準表は作成していない。なお、 各評価項目については、具体的な評価方法や基準は設けず、企画提案書及 びプレゼンテーション並びに委員相互の意見交換の内容を総合的に判断し、 各委員が採点を行ったものである。

エ 事業者選定に当たり、高く評価した5つの提案については、評価の高い 提案内容の取りまとめ作業は行っておらず、作成していない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、相模原市メガソーラー導入事業についての、「相模原市 メガソーラー導入事業者選定委員会設置要綱」、「相模原市メガソーラー導入 事業者選定委員会委員名簿」、第1回相模原市メガソーラー導入事業者選考 委員会会議資料のうち「資料3 事業者選定の進め方について」及び「資料 4 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧」、「メガソーラー導入 事業企画提案書提出事業者一覧」、「採点集計表」である。

(2) 条例第7条第2号ア(法人等に関する情報)該当性について

ア 条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

条例第7条第2号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 当審査会の判断について

条例第7条第2号アの該当性については、情報の種類ごとに判断する。

「資料4 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧」、「メガソーラー導入事業企画提案書提出事業者一覧」及び「採点集計表」に記載されている、企画提案書提出事業者の事業者名、所在地、代表者職、代表者氏名、プレゼン 、プレゼン日時、設立年月、資本金は、「企画提案書提出事業者が特定される、若しくは特定されるおそれのある情報」である。実施機関は、これらを公開することにより、最優秀企画提案者に選定されなかった事実が公となるため、当該事業者が同種の業者応募に参加するに当たり選考者の心象形成に悪影響を及ぼすなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためという理由から、非公開と

している。

そこで、このおそれの判断について検証する。

本件における応募事業者は17社で、最優秀企画提案者に選定されるのは1社だけである。よって16社の事業者が選定されていない。選定されなかった事実が良い評判ではないことを否定するものではないが、事業者が本件事業のように提案募集に応募する場合、当落は当然に付随する事象であり、この情報のみをもって即、信用上不利益な情報とは言い難い。

実施機関は、選定されなかったという事実が公にされると他の選定における選考者の心象形成に悪影響を与えると結論付けている。

本号アのおそれの判断は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであるが、これまでの実施機関からの意見陳述等では、その蓋然性について必ずしも明確な理由が示されなかった。

もっとも、当審査会としては、その点数と順位については、当該事業者の能力や格付・評価に密接に関わる事項であり、これとともに、事業者名、プレゼン を公にすると、信用上不利益を与えることになると考えるので、本号アにおける、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と言える。

したがって、本件対象文書中、「採点集計表」に記載されている事業者名、プレゼン は非公開とすべきであるが、その余については公開とすることが妥当であると判断する。

「資料4 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧」に記載されている「提案の内容」については、実施機関は、提案者の事業活動上及び営業活動上のノウハウが含まれており、公開することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためという理由から、非公開としている。

「提案の内容」を検証すると、評価項目ごとに記載された提案内容の手法や状況が概要として簡単に記載されたものであり、その過程や工程といった実現に至る情報が記載されておらず、これらの記載からは、当然に競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

したがって、「資料4 相模原市メガソーラー導入事業企画提案概要一覧」に記載されている「提案の内容」については、非公開とすべき情報とは言えず、公開とすることが妥当である。

(3) 条例第7条第5号エ(事務事業の実施に関する情報)該当性について ア 条例第7条第5号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号エは、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共

団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」を公にすることにより、「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報について非公開とするというものである。これは、公開することにより反復継続される同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含み、支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

イ 当審査会の判断について

条例第7条第5号エの該当性についても、情報の種類ごとに判断する。

実施機関は、「相模原市メガソーラー導入事業者選定委員会委員名簿」及び「採点集計表」に記載されている、市及び神奈川県職員以外の選定委員会委員の氏名、所属・役職(以下「委員名等」という。)については、公開することにより、委員に対し、選定されなかった事業者からの批判や、今後の事業者選定に向けた働きかけや宣伝活動などが行われるおそれがあり、こうした負担を回避すべく今後の委員就任を躊躇するなど、適任の人材の配置その他業者選定事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが懸念されるためという理由から非公開としている。

しかし、相模原市メガソーラー導入事業は、継続的な事業ではなく、独立 した一件の公募型プロポーザル方式の事業であり、今後、この種の事業者選 定が本市において行われる予定がないことから、次回の委員の委嘱という機 会の発生状況自体が不明であり、実施機関の主張は根拠に乏しいと言わざる を得ない。さらに、実施機関に説明を求めたところ、公開した、市及び神奈 川県職員の委員に対して、事業者選定後に応募事業者等からの働きかけや宣 伝活動が行われた事実はないということであった。

したがって、委員名等を公開しても、適任の人材の配置その他業者選定事務の適正な執行に著しい支障を及ぼす懸念は認められず、委員名等が特定される情報については、公開するべきである。

本号工を理由に非公開とした部分のうち、「選定委員会委員毎の採点結果」については、各委員が企画提案書の評価項目につけた具体的な点数が記載されている。これらの点数は委員が一人ひとり独立した立場で採点したものであり、選定結果に直接結びつくものである。各委員は中立の立場で公正な採点をすることが求められているため、このような採点評価を伴う事務事業の性質上、公にすることにより、第三者からの圧力や事業者からの働きかけ等の要因により、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、

選定委員会委員毎の採点結果については非公開とすることが妥当である。

(4) 不存在による非公開決定について

異議申立人は、「選定委員会の審議及び審査等の経過(審査プロセスの議事録)の書類。(テープ起し分)」、「事業用地条件において、各社別に下記項目において審査経緯及び結果に関する書類(増加荷重は20KN以下、太陽光パネル等の配置に配慮等)」、「評価項目のうち、「事業の安定性・安全性」と「政策的効果(市への納付金)」について、具体的な評価方法・評価基準表」、「事業者選定に当り、高く評価した提案を5つ上げて下さい」について、公開請求を行っているが、実施機関は、これらはいずれも作成しておらず存在しないとして、不存在による非公開決定をしている。

実施機関からの意見聴取によれば、これらは作成をしていないということであり、その説明に不自然なところは見当たらないため、実施機関の決定は妥当であると言える。

(5) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に示した部分については公開とすることが妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
平成 2 5 年	3月2	6日	実施機関からの諮問
	4月1	2 日	実施機関からの理由説明書を受理
	4月2	2.4日	審議
	6月	3日	審議
	7月	1日	審議
	7月3		審議 実施機関からの意見聴取
	9月1	3日	審議 異議申立人の意見陳述

10月30日	審議
1 1月21日	審議
平成 2 6 年 1 月 9 日	審議
2月28日	審議

第 1 部会委員 西澤 宗英 橋本 愼一 齊藤 愛

別表

対象文書	公開すべき部分
資料4 相模原市メガソーラー導入	プレゼン 、事業者名、設立年月、資本
事業 企画提案概要一覧	金、提案の内容
メガソーラー導入事業企画提案書提	プレゼン 、プレゼン日時、事業者名、
出事業者一覧	所在地、代表者職、代表者氏名
相模原市メガソーラー導入事業者選	氏名、所属・役職
定委員会委員名簿	
採点集計表	委員名